

令和 8 年度

香久山公園及び万葉の丘スポーツ広場

トライアル・サウンディング実施要領



1. 制度概要.....	- 1 -
2. 背景・目的.....	- 1 -
3. 期待される効果	- 1 -
4. トライアル・サウンディングの流れ	- 2 -
5. スケジュール.....	- 2 -
6. 参加資格条件等	- 3 -
7. 留意事項.....	- 3 -
8. 提出書類.....	- 5 -
9. 提案の要件.....	- 5 -
10. 申込先・連絡先.....	- 6 -

1. 制度概要

トライアル・サウンディングとは、公園で実施してみたい提案を募集し、一定期間、実際に利用してもらう制度です。利用後、事業者が市に対し課題のフィードバックを行います。市は、公園に対する“市場性やニーズ等の確認”をすることができ、今後の公園の活用方針に活かしていくことができます。また、事業者は、“使い勝手、採算性、立地条件等の確認”をすることができます。

2. 背景・目的

香久山公園及び万葉の丘スポーツ広場では、公園利用者や地域ニーズを踏まえ、将来的にPark-PFIなどの民間活力を活用した管理・運営をしたいと検討しております。しかし、民間活力の導入には、公園の潜在価値の把握や魅力向上及び認知度向上に向けたさらなる検討が必要であることが分かりました。

以上を踏まえて、橿原市では、公園の利用を通じて課題や可能性を検証し、今後の公園の活用方針や公募事業につなげるためのトライアル・サウンディングを実施することとしました。

事業者が実際に公園を利用することを通じて、事業の実現可能性や地域との調和を検証するとともに、公園の市場性やニーズを把握し、今後の公募の条件等に反映させることを目的としています。

3. 期待される効果

■事業者のメリット

- ・一定期間での利用のため、リスクの負担が少なく参画することができます。
- ・アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認することができます。
- ・使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。
- ・公園で普段できないことにチャレンジするきっかけとなります。

■市のメリット

- ・利用を通じた事業者との対話により、早い段階で市場性を確認することができます。
- ・事業者の皆様からの提案（イベント開催等）により、魅力や認知度が向上し、公園周辺のエリア価値の向上が期待できます。
- ・民間活力を活用した再整備計画に向けての情報収集をすることができます。

4. トライアル・サウンディングの流れ

内 容		詳 細
事前相談・現地調査		事前相談は必須となります。電話にてお申し込みください。 現地調査は、公園利用者へ迷惑を及ぼさない範囲で実施していただいて構いません。
①	書類提出 (利用申込書等)	利用を希望する事業者からの提案を受け付けます。 提案時には、「8. 提出書類 1 申込時」の書類を提出してください。
②	提案確認・認定	提案の内容を確認し、トライアル・サウンディングの目的に合致する場合、提案を認定します。 ※書類提出から提案認定まで1か月程度時間を要する場合があります。
③	関係機関への届出	認定された提案について、関係機関との協議を実施し、「8. 提出書類 2 実施決定後」の書類を提出してください。
④	事業実施	提案の内容に応じた事業を実施してください。
⑤	実績報告書の提出	事業実施終了後、「8. 提出書類 3 実施後」の書類を提出してください。
⑥	モニタリング・ ヒアリングの実施	実績報告書の提出後、市から事業者に対し、モニタリング・ヒアリングを実施します。

5. スケジュール

日程	内容
令和8年9月1日	実施要領の公表
令和8年9月1日～ 令和9年6月30日	応募期間
令和9年8月31日まで	事業実施 「4. トライアル・サウンディングの流れ」を踏まえた上で、期間内に実施してください。

6. 参加資格条件等

1 参加資格

対象者

トライアル・サウンディングによる公園の利用を希望する者は、提案の内容を実行する
意思能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体と
します。

役割分担

事業者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グルー
プで応募する場合には、参加表明時に事業者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分
担を明確にしてください。

2 除外要件

次のいずれかに該当する事業者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)および民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に
基づく更生・再生手続きをしている者
- ウ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条 1 項に規定する政治団体
- エ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に該
当する者もしくは同法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条 1 項に該当する者
- カ 檀原市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 23 号）第 2 条 3 項に該当する者
- キ 檀原市入札参加資格停止要項（平成 14 年告示第 208 号）により、参加資格停止措置
を受けている者
- ク 国税および地方税を滞納している者
- ケ その他事業運営上重大な法令違反がある者

7. 留意事項

- ・対象範囲については、「香久山公園及び万葉の丘スポーツ広場 トライアル・サウンディング
事業概要書」を参照してください。
- ・実施期間は最短1日～2週間程度とします。利用可能時間は、準備・撤去含み 9:00～20:00
とします。時間外の対応については、本市との協議が必要となります。体育館の休館日や管理
の都合上で実施できない日があります。
- ・応募に関するすべての書類の作成および提出、事業実施に係る費用（ゴミの回収も含む）は、
事業者負担になります。

- インフラについては、本市と協議の上、公園に備え付けられている範囲内で使用可能となります。使用料金については、指定管理者と協議し、事業者が指定管理者に支払ってください。汚水や油等の排水はできません。新たに設備を設ける必要がある場合は、原則として事業者負担になります。
- 事業実施に伴う駐車場の運営（周辺駐車場への案内等）については、事業者にて行ってください。また、イベント参加者が多く訪れることが予想される場合は、安全配慮のため交通誘導員を配置してください。利用可能な駐車場については、本市及び指定管理者の協議が必要となります。
- 事業者はイベント保険等に参加し、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。イベント保険等は、提案した事業に対応できる内容か確認してください。
- 事業実施後、事業実施前の状態に戻してください。事業実施前の状況を写真等で記録した上で、事業実施後に本市の担当者及び指定管理者と現場の確認を行ってください。破損等がある場合は、事業者にて復旧をしてください。
- 事業実施期間中は、事業責任者を配置してください。事業責任者は、本市との連絡体制を確保し、要望対応・安全管理等の現場管理を行ってください。
- 提出書類の著作権は、事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- 提案審査以外の目的で、事業者が無断で使用しません。
- 提案の内容に含まれる、事業手法等が第三者の特許権や商標権を侵害していた場合、その使用によって生じた責任は、使用した事業者が負うものとします。
- 事業者の責任において食品衛生法、消防法等の事業に関係する法令は事前に確認し、遵守してください。事業実施時に法令不適合のリスクが生じた際の責任は、事業者が負うものとします。
- 提案の内容やトライアル・サウンディングの目的から逸脱し、本市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、事業を中止していただくことがあります。
- トライアル・サウンディングへの参加実績は、後に本市が都市公園等で行う官民連携事業に一切の影響を及ぼすものではありません。

8. 提出書類

1 申込時

以下の書類に必要事項を記入し、檀原市公園緑地課までご持参ください。

- ・トライアル・サウンディング利用申込書（様式1）
- ・提案書（任意様式）

※提案書には、目的（想定しているターゲット層 等）、事業規模、実施内容を必ず記載してください。

- ・トライアル・サウンディング事業者概要（様式2）
- ・誓約書（様式3）

2 実施決定後

関係機関と協議し、以下の書類を提出してください。

- ・イベント保険への加入を証明できるもの
- ・消防署、保健所等への届出（必要に応じて）

3 実施後

- ・トライアル・サウンディング実績報告書（様式4）

9. 提案の要件

1 提案内容

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ・確実に実施できる内容であること
- ・香久山公園の魅力向上及び認知度向上に繋がっていること
- ・公園利用者の利便性向上等に繋がっていること

2 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ・政治的又は宗教的活動
- ・青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ・公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- ・その他、市が実施する内容として不適切と判断する活動

3 認定結果の通知

結果は、事業者に通知します。また、事業者として決定した者については、その事業者等を随時、市ホームページで発表します。なお、結果に対する異議は申し立てることができません。また、認定に至った経過等、結果についての問い合わせには、一切応じることはできません。

4 認定の取り消し

事業者が、次に掲げる事項に該当したときは、認定を取り消すことがあります。

- ・提出した書類に虚偽の記載があった場合
- ・参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ・著しく社会的信用を損なう行為により、公園を利用して事業を実施することについて、本市がふさわしくないと判断した場合

10. 申込先・連絡先

橿原市 都市マネジメント部 公園緑地課

〒634-8586 橿原市八木町1-1-18

担当：河西・宮本

TEL：0744-47-3516

メール：ryokuchi@city.kashihara.nara.jp

